和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会費規程

第１条　和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会規約（以下「規約」という。）第７条第２項による会費に関しては、この規程の定めるところによる。

第２条　和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会（以下「協議会」という。）の会費は年会費とし、その区分及び額は別表「和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会費区分」による。

２　協議会会長（以下「会長」という。）は、会費について、協議会会員（以下「会員」という。）の事業規模、事業形態、負担能力等を勘案し、別に定めることができる。

３　会員は、規約で定められた会費を、協議会から送付された請求書に記載された納付先、納付期限に従い納入しなければならない。

４　会員が事業年度の途中に入会した場合は、入会日の属する月から当該年度末までの期間(月数)に応じて、年会費額を按分した額（百円未満切り捨て)とする。

第３条　会費の内訳は次の各号に掲げる内容のとおりとする。

(1)　和歌山県森林クラウドシステム利用規程第４条に規定するサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）からのシステム利用及びシステム利用に伴うサービスの享受（以下「サービス等」という。）に係る業務委託契約に要する負担金

(2)　協議会運営に係る負担金

第４条　前条第１号に規定する委託契約に基づきサービス提供事業者が実施する業務は、次の各号に掲げる内容のとおりとする。

(1)　森林クラウドシステム（以下「システム」という。）の運用支援
(2)　システムのリモート保守対応
(3)　定期点検
(4)　障害復旧対応
(5)　セキュリティ対策
(6)　データセンター監視（24 時間 365 日）
(7)　ヘルプデスクサービス
(8)　操作研修会の開催（年２回程度）

２　システムの年間保守管理には、システム搭載情報の新規整備費用は含まれない。会員が管理権限を有する情報は、システムのデータ管理機能を利用し、自らが加除、更新作業を実施するか、又は個々に委託契約を締結し整備を行うこと。

第５条　第３条第２号に規定する協議会の運営に係る経費は、次の各号に掲げる内容のとおりとする

(1)　旅費
　　事業実施の打合せや先進地域への視察等に必要な旅費
(2)　需用費
　　消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷費
(3)　役務費
　　通信運搬費、手数料
(4)　使用料及び賃借料
　　会議室、会議室備品の使用料及び賃借料

(5)　備品購入費
　　協議会運営に必要な備品、資機材の購入費
(6)　交際費
　　専門家や学識経験者等に講師を依頼した際の謝金
(7)　租税公課
　　収入印紙代

第６条　会員は、協議会の請求に基づき、速やかに会費を納入しなければならない。

附　則
この規程は、令和５年８月 10 日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年７月 19 日から施行する。

（別表）

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会費区分（令和５年度分より適用）

１．和歌山県内市町村

管内森林面積規模	市町村	合計（円/年）	規程第３条第１項に係る負担金（円/年）	規程第３条第２項に係る負担金（円/年）
5 万 ha 以上	田辺市	400,000	399,000	1,000
1 万 ha 以上 5 万 ha 未満	紀の川市	250,000	249,000	1,000
	高野町	250,000	249,000	1,000
	有田川町	250,000	249,000	1,000
	日高川町	250,000	249,000	1,000
	白浜町	250,000	249,000	1,000
	新宮市	250,000	249,000	1,000
	古座川町	250,000	249,000	1,000
	那智勝浦町	250,000	249,000	1,000
	串本町	250,000	249,000	1,000
	すさみ町	250,000	249,000	1,000
5 千 ha 以上 1 万 ha 未満	和歌山市	200,000	199,000	1,000
	紀美野町	200,000	199,000	1,000
	橋本市	200,000	199,000	1,000
	かつらぎ町	200,000	199,000	1,000
	印南町	200,000	199,000	1,000
	みなべ町	200,000	199,000	1,000
1 千 ha 以上 5 千 ha 未満	海南市	100,000	99,000	1,000
	岩出市	100,000	99,000	1,000
	九度山町	100,000	99,000	1,000
	広川町	100,000	99,000	1,000
	御坊市	100,000	99,000	1,000
	日高町	100,000	99,000	1,000
	由良町	100,000	99,000	1,000
	上富田町	100,000	99,000	1,000
	北山村	100,000	99,000	1,000
1 千 ha 未満	美浜町	50,000	49,000	1,000
	湯浅町	50,000	49,000	1,000
	有田市	50,000	49,000	1,000
	太地町	50,000	49,000	1,000
合計		5,200,000	5,170,000	30,000

２．和歌山県木材業者等の登録に関する条例（平成５年３月３０日条例第８号）第５条第２項に規定する登録証の交付を受けている者のうち、業務の態様が「木材」である者

合計 （円/年）	規程第３条第１項に係る負担金 （円/年）	規程第３条第２項に係る負担金 （円/年）
10,000	9,000	1,000

３．和歌山県木材業者等の登録に関する条例（平成５年３月３０日条例第８号）第５条第２項に規定する登録証の交付を受けている者のうち、業務の態様が「製材」又は「チップ」である者

合計 （円/年）	規程第３条第１項に係る負担金 （円/年）	規程第３条第２項に係る負担金 （円/年）
5,000	4,000	1,000

４．和歌山県木炭協同組合の組合員

合計 （円/年）	規程第３条第１項に係る負担金 （円/年）	規程第３条第２項に係る負担金 （円/年）
10,000	9,000	1,000

５．和歌山県で生産された木材を取扱う原木市場

合計 （円/年）	規程第３条第１項に係る負担金 （円/年）	規程第３条第２項に係る負担金 （円/年）
10,000	9,000	1,000

６．その他、県内の森林において木材生産、造林、育林等を実施する林業事業者及び団体

合計 （円/年）	規程第３条第１項に係る負担金 （円/年）	規程第３条第２項に係る負担金 （円/年）
10,000	9,000	1,000